

青教ス第1201号  
令和4年2月15日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長  
(公印省略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための  
休業措置等について (通知)

各校におかれては、日頃から学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組まれていることに感謝申し上げます。

さて、標記については、令和3年12月21日付け青教ス第1030号において通知しているところですが、本県において感染拡大の状況が続き、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制等が見直されていることから、県立学校における感染拡大防止を徹底するため、令和4年2月15日(火)～2月28日(月)までの間、下記により休業等の措置を講じていくこととしました。

については、貴校の児童生徒、保護者及び教職員に周知するとともに、適切に対応くださるようお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する必要があることを申し添えます。

記

1 体調不良者への対応 (児童生徒)

(1) 体調不良者がいる場合

体調不良者は登校を控え(出席停止)、症状がなくなってから48時間以上経過した後、登校を可能とする。

(2) 体調不良者が同一学級に複数(在籍数の概ね20～25%程度)いる場合

当該学級は3日間(土日、休日を含む。)の臨時休業とする。

(3) 臨時休業の措置を講じている学級が複数ある場合

学年又は全校の臨時休業について、学校における感染状況等を踏まえ判断する。

2 陽性(保健所が陽性とみなした場合を含む。)が判明した場合の対応 (児童生徒)

(1) 陽性判明者が感染可能期間に登校している場合

① 当該学級は、陽性判明者の最終登校日の翌日から5日間(土日、休日を含む。)の臨時休業とする。

② 当該学級において、陽性判明者の接触者(以下に掲げる「接触者」参照)以外  
は体調に異常がなければ6日目からの登校を可能とする。

(2) 陽性判明者と接触があったと考えられる者

陽性判明者と感染可能期間に接触があったと考えられる接触者は、陽性判明者との最終接触日の翌日から7日間の出席停止とし、症状がなければ8日目からの登校を可能とする。

(3) その他、保健所から指示がある場合は、その指示に従うこと。

「接触者」

- ・マスクを着用していても15分以上手の届く距離で会話をした者
- ・会話を伴って一緒に食事をした者
- ・マスクを着用していても呼気が荒くなるような運動を共にした者
- ・その他、仲の良い友人等、普段から比較的近い距離で接している者

3 教職員について

教職員の在宅勤務又は出勤困難休暇等については、上記1及び2に準じ取り扱うこととする。

4 その他留意事項

新型コロナウイルス感染症に係る学校の一部又は全部の臨時休業の措置については、学校における感染状況等に基づき、県健康福祉部、保健所等の見解を踏まえ、県教育委員会が判断しますので、各校においては、体調不良者等の状況について速やかに御連絡願います。

担当	スポーツ健康課 体育・健康グループ 指導主事 原 トモ子
TEL	017-734-9908
FAX	017-734-8275